



島根県報

平成23年5月6日（金）

号外 第 113 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【人委告示】

平成23年度島根県職員採用大学卒業程度試験の実施 2

平成23年度島根県職員（経験者）採用試験及び島根県職員（地区別）採用試験の
実施 5

【教委公告】

島根県公立学校教員採用候補者選考試験の実施 (義務教育課) 8

人 事 委 員 会 告 示**島根県人事委員会告示第3号**

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第1項の規定により、平成23年度島根県職員採用大学卒業程度試験を次のとおり実施する。

平成23年 5 月 6 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成23年 5 月 10 日（火）～ 6 月 3 日（金）

受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日及び日曜日を除く。）。郵送による場合は、6 月 3 日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、5 月 27 日（金）午後 5 時 15 分までに到着したものに限り受け付ける。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職 務 内 容
行政	26名	島根県の諸機関に勤務し、行政事務に従事
心理	2名	島根県の諸機関に勤務し、児童、家族又は障がい者の支援に関する心理診断・指導・相談等の業務に従事
児童福祉	3名	児童相談所、児童自立支援施設（わかたけ学園）等に勤務し、児童相談や児童の生活・スポーツ指導等の業務に従事
食品衛生	1名	島根県の諸機関に勤務し、食品の安全確保等の業務に従事
農業	4名	島根県の諸機関に勤務し、農業の振興、農業生産技術の普及指導等の業務に従事
畜産	3名	島根県の諸機関に勤務し、畜産の振興、畜産技術の普及指導等の業務又は試験研究に従事
林業	4名	島根県の諸機関に勤務し、林業に関する知識・技術の普及指導、試験研究、治山事業等に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事
水産	1名	島根県の諸機関に勤務し、水産の振興、水産技術の普及指導、水産に関する試験研究等の業務に従事
総合土木	14名	島根県の諸機関に勤務し、道路・河川・港湾・都市計画や土地改良・農地防災等の調査計画・設計・積算・施工管理等の業務に従事
建築	3名	島根県の諸機関に従事し、建築・住宅行政を推進するとともに、県有建築物に関する企画・設計・施工管理等に従事
化学	4名	島根県の諸機関に勤務し、環境行政及び廃棄物行政等の事務又は環境に関する試験研究に従事
機械	1名	島根県の諸機関に勤務し、建築物の機械設備に関する設計・施工管理、下水道終末処理場等の機械設備の運転・保守管理等の業務に従事
原子力	1名	島根県の諸機関（原子力安全対策室等）に勤務し、原子力発電所の安全確保、原子力防災等の業務に従事
警察事務	4名	島根県警察の諸機関に勤務し、警察事務に従事
警察化学	1名	島根県警察本部（科学捜査研究所）に勤務し、化学系の専門的知識をもって犯罪捜査のために必要な化学製品等に関する鑑定・検査及び研究等の業務に

		従事
少年補導	1名	島根県警察の諸機関に勤務し、少年の非行防止及び健全育成等の業務に従事

- (注) 1 受験の申込みは、いずれか一の試験に限る。
 2 申込受付後の試験区分の変更は認めない。
 3 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

(1) 年齢、学歴、資格等

試験区分	年 齢 ・ 学 歴 等
全試験区分	次のいずれかに該当する者 ア 昭和54年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者 イ 平成2年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に定める大学（島根県人事委員会が同等と認める者を含み、短期大学を除く。）を卒業したもの又は平成24年3月31日までに卒業見込みの者

ただし、次の試験区分を受験する者については、それぞれ次の要件を満たす者に限る。

試験区分	資 格
児童福祉	児童福祉司の任用資格を有する者又は平成24年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者
食品衛生	食品衛生監視員の任用資格を有する者又は平成24年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者

(2) 次の各号に該当しない者

- ア 日本の国籍を有しない者（試験区分「心理」及び「児童福祉」を除く。）
 イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）
 ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場	合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成23年6月26日（日） 受付時間 8：30～9：00 試験時間 9：30～17：00	松 島根大学教養2号館 江 （松江市西川津町） 市	7月20日（水）に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。 ※試験区分「行政」の1次試験個別面接試験対象者は7月1日（金）に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに対象者の受験番号を掲示するほか、対象者に通知する。
	※試験区分「行政」の個別面接試験日 平成23年7月12日（火）～7月13日（水） ※詳細は対象者に通知 (試験場 島根県民会館)	浜 島根県立大学 田 （浜田キャンパス） 市 （浜田市野原町）	
		東 明治学院大学白金キャンパス本館 京 （港区白金台）	
		大 大阪経済大学B館 阪 （大阪市東淀川区） 府	
第 2 次	平成23年8月上旬 ※詳細は第1次試験合格の際に通知	松 島根県職員会館（予定） 江 （松江市内中原町） 市	8月下旬に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知す

試 験				る。
--------	--	--	--	----

5 試験の種目、配点及び内容

区分	試験種目及び配点		内 容
第 1 次 試 験	教養試験	「行政」以外 (150点)	公務員として必要な知識及び知能についての択一式による大 学卒業程度の筆記試験
		「行政」のみ (100点)	
	専門試験	「行政」以外 (150点)	専門的な知識及び能力についての択一式による筆記試験
		「行政」のみ (100点)	
	面接試験 (「行政」のみ) (100点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接（事前に自己紹介書の提出） ※択一試験結果の上位の者（概ね150名）を対象に7月12日又は7月13日に実 施	
第 2 次 試 験	面接試験 (500点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接（事前に自己紹介書の提出） 試験区分「行政」は、集団討論も行う。	
	論文試験 (200点)	文章による表現力、課題に対する理解力等の試験 ※第1次試験日（6月26日）に実施	
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査	

(注) 1 第2次試験において、試験区分「建築」については、「建築設計」の筆記実技試験（配点200点）を行う。

2 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格する。

6 専門試験出題分野

試 験 区 分	出 題 分 野
行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係
警察事務	
心理	一般心理学（心理学史、発達心理学及び社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・産業心 理学・臨床心理学）、調査・研究法、統計学
児童福祉	社会福祉原論、児童福祉論、障がい者福祉論、社会福祉援助技術、発達心理学
食品衛生	微生物学、食品製造学、無機化学、有機化学、食品化学、公衆衛生学
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥科学、植物生理学、畜産 一般、農業経済一般
畜産	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利 用学、畜産経営一般
林業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学及び森林保護学を含む）、林業工学、林産一般、砂防 工学
水産	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水 産化学、水産利用学
総合土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、農業水利、 土地改良、農業造構
建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、 建築施工

化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
機械	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作
原子力	数学・物理、無機化学・無機工業化学、材料力学、熱力学、機械力学・制御、電気計測・制御、原子核工学、放射線物理・計測
警察化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
少年補導	社会学概論、社会心理学、一般心理学、教育心理学、社会調査、社会福祉概論、児童福祉

7 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁1階受付、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所及び島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「大卒程度請求」と朱書きし、120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

(2) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申込みこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「大卒程度申込」と朱書きし、郵便局で簡易書留郵便にすること。

8 合格から採用まで

(1) 合格者は、それぞれの試験区分ごとに採用候補者名簿に登載され、任命権者の請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 資格又は免許の取得見込みを要件として受験した者が、所定の時期までに資格又は免許を取得できなかった場合や、上記3の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

9 給与

初任給は、平成23年4月1日現在、原則として次のとおりである。このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。（学校卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）

なお、給与については、本県の財政事情により、現在、一定割合（6%）の減額措置を実施している。

試験区分	学 歴	年 齢	初任給月額（減額前）
全試験区分	大学卒	22歳	172,200円

10 その他

「自己紹介書」は、面接試験受験に必要な書類であるので、下記提出受付期間中に島根県人事委員会事務局まで提出すること。

試験区分	対象者	受付期間
「行政」	第1次試験個別面接受験対象者	平成23年7月1日（金）から7月7日（木）
「行政」以外	第1次試験合格者	平成23年7月20日（水）から7月28日（木）

島根県人事委員会告示第4号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第1項の規定により、平成23年度島根県職員（経験者）採用試験及び島根県職員（地区別）採用試験を次のとおり実施する。

平成23年5月6日

1 受付期間

平成23年5月10日（火）～6月3日（金）

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日及び土曜日を除く。）。郵送による場合は、6月3日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、5月27日（金）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

2 試験の種類、試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験の種類	試験区分	採用予定人員	職務内容
経験者	行政	2名	島根県の諸機関に勤務し、一般行政事務に従事
	総合土木	2名	島根県の諸機関に勤務し、道路・河川・港湾・都市計画や土地改良・農地防災等の調査計画・設計・積算・施工管理等の業務に従事
地区別	一般事務 (石見地区)	1名	島根県の石見地区（大田市、江津市、浜田市、益田市、邑智郡、鹿足郡）の諸機関に勤務し、一般行政事務に従事
	一般事務 (隠岐地区)	1名	島根県の隠岐地区（隠岐郡）の諸機関に勤務し、一般行政事務に従事

（注） 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

(1) 年齢、学歴、資格等

試験の種類	年齢・資格等
経験者及び地区別	昭和51年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者

(2) 次の各号に該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	試験日	試験地及び試験場	合格発表
第 1 次 試 験	平成23年6月26日（日） 受付時間 8：40～9：00	松江市 島根大学教養2号館 (松江市西川津町)	7月8日（金）に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。
		浜田市 島根県立大学 (浜田キャンパス) (浜田市野原町)	
	試験時間 9：30～	東京都 明治学院大学白金キ ャンパス本館 (港区白金台)	
		大阪府 大阪経済大学B館	

		阪 府	(大阪市東淀川区)	
第 2 次 試 験	平成23年7月下旬に松江市で実施する予定 ※詳細は、第1次試験合格通知により連絡する。		8月下旬に県庁前掲示板に合格者の受験番号を 掲示するほか、合格者に結果を通知する。	

5 試験の種目、配点及び内容

(1) 経験者

区 分	試験種目及び配点	内 容
第1次試験	教養試験(40点) (試験区分「行政」)	公務員として必要な知識及び知能についての択一式による大学卒業程度の筆記試験
	教養試験(20点) (試験区分「総合土木」)	
	専門試験(30点) (試験区分「総合土木」)	専門的な知識及び能力についての択一式による筆記試験
	論文試験(60点) (試験区分「行政」)	文章による表現力、課題に対する理解力等についての試験
	論文試験(50点) (試験区分「総合土木」)	
第2次試験	面接試験(50点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接(事前に自己紹介書の提出)
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査

- (注) 1 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とする。
2 2次試験の合格者は面接試験の点により決定する。

(2) 地区別

区 分	試験種目及び配点	内 容
第1次試験	教養試験(50点)	公務員として必要な知識及び知能について、択一式による高校卒業程度の筆記試験
	作文試験(50点)	文章による表現力、課題に対する理解力等についての試験
第2次試験	面接試験(50点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接(事前に自己紹介書の提出)
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査

- (注) 1 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とする。
2 2次試験の合格者は面接試験の点により決定する。

6 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁1階受付、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所並びに島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「経験者請求」又は「地区別請求」と朱書し、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

(2) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「経験者申込」又は「地区別申込」と朱書し、簡易書留郵便にすること。

7 合格から採用まで

合格者は、それぞれの試験区分ごとに採用候補者名簿に登載され、各任命権者の請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

8 給与

初任給は、経歴に応じて決定する。このほか、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

なお、給与については、本県の財政事情により、現在、一定割合（6パーセント）の減額措置を実施している。

初任給の例（平成23年4月1日現在）

試験区分	学 歴	年 齢	公務に有効な民間等経歴	初任給月額（減額前）
経験者	大学卒	25歳	3年	191,600円
地区別	高校卒	25歳	7年	178,800円

教 育 委 員 会 公 告

平成24年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

平成23年 5 月 6 日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

1 目的

この試験は、平成24年度に島根県公立学校教員として採用する候補者を選考するために行います。

2 出願資格

次の(1)及び(2)に該当する者が出願できます。

(1) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事由に該当しない者

(2) 次表に定める募集種別・募集教科（科目等）の教員免許状等資格及び年齢等資格を有する者

区 分	募集種別	募集人数	募集教科（科目等）	教員免許状等資格	年齢等資格
I 小 学 校	教諭	42人程度	/	●小学校教諭の普通免許状所有者	●昭和42年4月2日以降の出生者
		(※)		●小学校教諭の普通免許状所有者で、かつ中学校教諭の普通免許状「数学」又は「理科」の所有者	
II 中 学 校	教諭	20人程度	国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術、	●中学校教諭の普通免許状所有者	

			家庭			
			若干名	特別支援教育担当	●中学校教諭の普通免許状所有者で、かつ盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭の普通免許状所有者	
III	小 学 校	教諭	28人程度	/	●小学校教諭の普通免許状所有者	●昭和42年4月2日以降の出生者で、石見地域（大田市・江津市・浜田市・益田市・邑智郡・鹿足郡）又は隠岐地域（隠岐郡）に限って勤務できる者
			(※)		●小学校教諭の普通免許状所有者で、かつ中学校教諭の普通免許状「数学」又は「理科」の所有者	
IV	中 学 校	教諭	10人程度	国語、社会、数学、理科、英語、保健体育	●中学校教諭の普通免許状所有者	
V	小 ・ 中 学 校	教諭	5人程度 (区分III+IVの内数) (※)	小 学 校	●小学校教諭の普通免許状所有者	●以下の要件をすべてみたす者 ○昭和42年4月2日以降の出生者 ○国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（平成18年度までの特殊教育諸学校を含む）の教諭（正式採用）として勤務中の者又は勤務したことのある者で、平成24年3月末現在で1年以上の勤務経験を有する者 ○石見地域（大田市・江津市・浜田市・益田市・邑智郡・鹿足郡）又は隠岐地域（隠岐郡）に限って勤務できる者
				中 学 校	●中学校教諭の普通免許状所有者	
VI	高 等 学 校	教諭	23人程度	国語、地理歴史、公民、数学、理科（物理・化学）、英語、芸術（音楽・美術）、保健体育、農業、工業（機械）、商業、水産（漁業・機関・栽培）	●高等学校教諭の普通免許状所有者 ●「地理歴史」については、高等学校教諭の普通免許状「社会」所有者も出願可 ●「公民」については、高等学校教諭の普通免許状「公民」及び「地理歴史」の所有者又は高等学校	●昭和42年4月2日以降の出生者

				<p>教諭の普通免許状 「社会」所有者</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「水産（漁業・機 関）」については、 高等学校教諭の普通 免許状「商船」所有 者も出願可 	
	教諭（特別 免許状）		農業、工業（機械）、 商業、水産（漁業・機 関・栽培）	<ul style="list-style-type: none"> ●高等学校教諭の普通 免許状を有しない者 で、出願する教科に 関する社会的実務経 験を有する者 	
	助教諭（臨 時免許状）		工業（機械）	<ul style="list-style-type: none"> ●高等学校教諭の普通 免許状を有しない者 で、大学（機械）の 正規の課程（教員の 免許状授与の所要資 格を得させるための 大学の課程認定を受 けたものに限る）を 卒業又は平成24年 3 月末までに卒業見込 の者で、工業の関係 科目について58単位 以上を修得又は修得 見込の者 	
VII	特別 支援 学校 教諭	18人程度	小学部	<ul style="list-style-type: none"> ●盲学校、聾学校、養 護学校又は特別支援 学校教諭の普通免許 状所有者で、かつ小 学校教諭の普通免許 状所有者 	●昭和42年 4 月 2 日以降の出生者
		中学部	<p>技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ●盲学校、聾学校、養 護学校又は特別支援 学校教諭の普通免許 状所有者で、かつ中 学校教諭の普通免許 状「技術」所有者 		
		中学 高	<p>国語、数学、理 科、社会・地理歴 史、英語、音楽、 美術、保健体育、家</p> <ul style="list-style-type: none"> ●盲学校、聾学校、養 護学校又は特別支援 学校教諭の普通免許 状所有者で、かつ当 		

			等 庭 部	該教科の中学校及び 高等学校教諭の普通 免許状所有者	
VIII	特別 支援 学校 教諭	若干名（区 分 VII の内 数）	小学 部	●盲学校、聾学校、養 護学校又は特別支援 学校教諭の普通免許 状所有者で、かつ小 学校教諭の普通免許 状所有者	●以下の要件をすべてみたす者 ○昭和42年 4 月 2 日以降の出生者 ○国公立の小学校、中学校、高 等学校、中等教育学校、特別支 援学校（平成18年度までの特殊 教育諸学校を含む）の教諭（正 式採用）として勤務中の者又は 勤務したことのある者で、平成 24年 3 月末現在で 1 年以上の勤 務経験を有する者 ○石見地域（大田市・江津市・浜 田市・益田市・邑智郡・鹿足 郡）に限って勤務できる者
IX	養護教諭	15人程度		●養護教諭の普通免許 状所有者	●昭和42年 4 月 2 日以降の出生者
X	栄養教諭	3人程度		●栄養教諭の普通免許 状所有者	●昭和42年 4 月 2 日以降の出生者
XI	教諭・助教諭 ・養護教諭・ 栄養教諭（教 諭・講師等経 験者を対象と した選考）	若干名（区 分 I～X の 内数）	区分VIにおいては、農 業、工業（機械）、水 産（漁業・機関・栽 培）	●以下の要件をすべてみたす者 ○昭和32年 4 月 2 日～昭和47年 4 月 1 日の出生者 ○採用を希望する区分の教員免許状等資格を有する者 ○国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、 特別支援学校（平成18年度までの特殊教育諸学校を含 む）の教諭・助教諭・養護教諭（正式採用）、常勤講師 （非常勤講師を除く）、養護助教諭として勤務中の者又 は勤務したことのある者で、平成24年 3 月末現在で 5 年 以上の勤務経験を有する者	
XII	教諭・助教諭 ・養護教諭・ 栄養教諭（身 体に障がい のある者を対 象とした選考）	若干名（区 分 I～X の 外数）		●以下の要件をすべてみたす者 ○採用を希望する区分の教員免許状等資格を有する者 ○採用を希望する区分の年齢等資格を有する者 ○身体障害者手帳の交付を受けている者 ○自力で通勤が可能なる者 ○介助者なしで教員として職務の遂行が可能なる者	

(※) 中学校教諭の普通免許状「数学」又は「理科」を所有する小学校教諭の募集人数 15人程度（区分 I + III の内数）

- 備考
- ・教員免許状等資格の「普通免許状」とは、教育職員免許法に規定する教員免許状に限ります。
 - ・平成24年 3 月末までに教員免許状取得見込の者も所有者とみなします。
 - ・日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用します。この場合、上表募集種別欄の「教諭」を「任用の期限を付さない常勤講師」と読み替えます。

3 出願手続

(1) 出願期間

平成23年5月20日（金）～6月1日（水）

（郵送の場合は平成23年5月31日（火）の消印有効）

(2) 願書等の提出先

〒690-8502 松江市殿町1番地 島根県教育庁義務教育課

●提出の際は、別添の専用封筒を使用してください。

●直接提出する場合の受付時間は、月～金曜日の9時から17時とします。

(3) 留意事項

ア 車椅子の使用や、点字による受験等を希望する場合には、願書の該当欄に○印を記入してください。後日、担当者が連絡します。

イ 区分Ⅲ、Ⅳ、Ⅴは、勤務地域を石見地域又は隠岐地域の小学校又は中学校に限定して募集するものです。

ウ 区分Ⅵ高等学校教諭（特別免許状）の出願者については、社会的実務経験（5年程度）に関する書類の提出が必要です。このことについては、後日担当者が連絡します。

エ 区分Ⅷは、勤務地域を石見地域の特別支援学校の小学部に限定して募集するものです。

オ 区分Ⅺの出願者は、出願時に採用を希望する区分Ⅰ～Ⅹのいずれかを指定してください。

カ 区分Ⅻの出願者は、出願時に採用を希望する区分Ⅰ～Ⅹのいずれかを指定してください。障がいの程度に応じて、試験の一部の免除を行う場合があります。

キ 書類不備のものは受け付けません。

(4) 提出書類

提出書類等		部数	
願書	●本県所定の用紙（D-1）を使用すること。（記入例はB-1～2）	1部	
基本データ入力票	●本県所定の用紙（E-1）を使用すること。（記入例はC-1～6）	1部	
受験票	●本県所定の用紙（F-1）を使用すること。	1部	
連絡用封筒	●のり付封筒（両面テープ貼付可）角形2号（33.2cm×24.0cm）を使用すること。 ●封筒の表に、郵便番号、住所、氏名（「様」を付ける）を明記し、それぞれに360円分の切手を貼付すること。	2部	
在職証明書	区分Ⅴ・Ⅷの出願者のうち第1次試験免除該当者	●国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（平成18年度までの特殊教育諸学校を含む）の教諭（正式採用）として勤務中であることを所定の様式により証明を受けること。 ただし、島根県内の公立学校に勤務中の者は除く。 ※在職証明書の様式は、島根県教育庁義務教育課のホームページよりダウンロードすること。	1部
	区分Ⅺの出願者	●国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（平成18年度までの特殊教育諸学校を含む）の教諭・助教諭・養護教諭（正式採用）、常勤講師（非常勤講師を除く）、養護助教諭として平成24年3月末現在で5年以上勤務（通算）したことを所定の様式により証明を受けること。 ただし、島根県内の公立学校に勤務中の者又は勤務したことのある者は除く。 ※在職証明書の様式は、島根県教育庁義務教育課のホームページよりダウ	1部

	ンロードすること。	
--	-----------	--

4 選考試験

(1) 期日及び会場

ア 第1次試験

① 筆記試験等

期日 平成23年 7 月 16 日 (土)

会場 島根県立松江北高等学校 松江市奥谷町164

島根県立松江東高等学校 松江市西川津町510

② 面接試験

期日 平成23年 7 月 17 日 (日) ・ 18 日 (月)

会場 くにびきメッセ 松江市学園南 1 - 2 - 1

※期日、会場及び携行品については、受験票送付の際に通知します。

イ 第2次試験

平成23年 8 月 28 日 (日) ～ 9 月 2 日 (金) の予定です。詳細は第1次試験結果の通知の際に連絡します。

(2) 試験内容等

試験内容等	第1次試験		第2次試験			
試験日	7月16日(土)	7月17日(日) 7月18日(月)	8月28日(日)～9月2日(金)の予定			
内容区分	筆記試験等		面接	筆記試験等	面接	模擬授業 実技試験
I、III及びVの小学校全受験者	●小学校教諭として必要な専門的知識や教養			小論文 適性検査		●水泳実技 ●ピアノ実技
II、IV及びVの中学校全受験者(特別支援教育担当を教	●中学校教諭として必要な各教科の専門的知識や教養					○理科受験者は、理科実技 ○英語受験者は、英会話 ○音楽受験者は、音楽実技 ○美術受験者は、美術実技 ○保健体育受験者は、保健体育実技 ○技術受験者は、技術実技 ○家庭受験者は、家庭実技

除く) 養						
II の 中 学 校 特 別 支 援 教 育 担 当 受 験 者	<ul style="list-style-type: none"> ●特別支援学校 教諭として必要な専門的知識や教養 ●中学校教諭として必要な各教科の専門的知識や教養 					
VI の 全 受 験 者	<ul style="list-style-type: none"> ●高等学校教諭として必要な各教科(科目等)の専門的知識や教養 ○理科(物理・化学)受験者については、理科全般及び該当科目の専門的知識や教養 ○工業(機械)受験者については、工業全般及び該当分野の専門的知識や教養 ○水産(漁業・機関・栽培)受験者については、水産全般及び該当分野の専門的知識や教養 				<ul style="list-style-type: none"> ○理科受験者は、理科実技 ○英語受験者は、英会話 ○音楽受験者は、音楽実技 ○美術受験者は、美術実技 ○保健体育受験者は、保健体育実技 ○商業受験者は、商業実技 	
VII 小 及 学 部 び	<ul style="list-style-type: none"> ●特別支援学校 教諭として必要な専門的知識や教養 ●小学校教諭として必要な専門的知識や教養 				<ul style="list-style-type: none"> ●水泳実技 ●ピアノ実技 	
VIII 中 の 学 全 ・ 受 高 験 等 者 部	<ul style="list-style-type: none"> ●中・高等学校教諭として必要な各教科の専門的知識や教養 				<ul style="list-style-type: none"> ○理科受験者は、理科実技 ○英語受験者は、英会話 ○音楽受験者は、音楽実技 ○美術受験者は、美術実技 ○保健体育受験者は、保健体育実技 ○技術受験者は、技術実技 ○家庭受験者は、家庭実技 	
IX の 全 受 験 者	<ul style="list-style-type: none"> ●養護教諭として必要な専門的知識や教養 			ロールプ レイング	●養護に関する実技	
X の 全 受 験 者	<ul style="list-style-type: none"> ●栄養教諭として必要な専門的知識や教養 			場面指導 等		
XI の 全 受 験 者	<ul style="list-style-type: none"> ●出願時に指定した採用を希望する区分 I～Xの内容を実施 ※一般教養・教職教養及び面接は免除 				●出願時に指定した採用を希望する区分 I～Xの内容を実施	

XIIの 全受 験者	●出願時に指定した採用を希望する区分I～Xの内容を 実施 ※障がいの程度に応じて、試験の一部の免除を行う場合 があります。	●出願時に指定した採用を希望する区分I～Xの 内容を実施
------------------	--	---------------------------------

(3) 試験結果の通知

ア 第1次試験 平成23年8月9日(火)

イ 第2次試験 平成23年9月30日(金)

※いずれの場合も、午前9時に県庁前掲示板に掲示するほか、途中棄権者を除く全受験者に文書で通知します。

あわせて義務教育課ホームページ (<http://www.pref.shimane.lg.jp/gimukyoiku/>) に掲載します。

(4) その他

第2次試験受験者には、第2次試験日までに次の書類の提出を求めます。

提出書類等		部数
教員免許状の証明書等	(免許状所有者) ●所有するすべての普通免許状(願書に記入したもの)の授与証明書(授与された都道府県教育委員会へ申請すること)。 なお、免許状記載の氏名に変更がある場合には、それを証明する書類を添付すること。 (免許状取得見込者) ●平成24年3月卒業予定者は、その大学の発行する免許状取得見込証明書。 ●通信教育受講者等は、免許取得可能であることを証明する書類(履修証明書等)。	1部
学校図書館司書教諭の講習の修了証書の写し	●現に学校図書館司書教諭の資格を有する者のみ、文部科学大臣が授与した修了証書の写し(コピー)。 なお、修了証書取得見込の者は、既に修得している単位修得証明書の写し(放送大学については成績通知書の写し)及び単位修得予定科目が分かるものを所定の様式に記入して提出すること。 ※様式は、島根県教育庁義務教育課のホームページよりダウンロードすること。	1部

5 第1次試験免除の取扱

(1) 区分V又はVIIIに出願した者で、現に国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教諭(正式採用)として勤務中の者は、第1次試験を免除します。

(2) 区分XIに出願した者は、第1次試験の内、一般・教職教養試験(筆記試験)及び面接試験を免除します。

6 選考にあたって考慮する事項

(1) 採用候補者の選考にあたっては、スポーツ、芸術、学術、国際貢献等、特に優れた実績・資格等を有していることを考慮します。

(2) 教員採用候補者の選考にあたっては、学校図書館司書教諭の講習の修了証書を所有(平成24年3月末までに修了証書取得見込の者も所有者とみなします。)していることを考慮します。

(3) 中学校教諭採用候補者の選考にあたっては、中学校の複数教科の普通免許状を所有していることを考慮します。

(4) 高等学校教諭採用候補者の選考にあたっては、「情報」の普通免許状を所有していることを考慮します。

- (5) 高等学校教諭採用候補者（地理歴史）の選考にあたっては、「公民」又は「社会」の普通免許状を所有していることを考慮します。
- (6) 高等学校教諭採用候補者（水産）の選考にあたっては、複数の教科又は盲学校・聾学校・養護学校・特別支援学校の普通免許状を所有していることを考慮します。
- (7) 特別支援学校教諭採用候補者の選考にあたっては、複数の種別・領域又は教科の普通免許状を所有していることを考慮します。

7 採用候補者名簿登載等

- (1) 第2次試験合格者を、平成24年度島根県公立学校教員採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に登載します。この場合、出願した区分と異なる区分に登載することがあります。
- (2) 名簿に登載された区分の校種と異なる校種に配置し、当分の間勤務してもらうことがあります。
- (3) 名簿の登載有効期間は、登載された日から平成25年4月1日までとします。
- (4) 名簿登載者には、健康診断書の提出を求めます。
- (5) 区分VI高等学校教諭（特別免許状）の採用にあたっては、教育職員検定に合格し特別免許状の授与を受ける必要があります。
- (6) 区分VI高等学校助教諭（臨時免許状）の採用にあたっては、教育職員検定に合格し臨時免許状の授与を受ける必要があります。臨時免許状の有効期間（3年）内に「職業指導」等の単位を修得し、当該普通免許状を取得すれば、日本国籍を有する者にあつては教諭に、日本国籍を有しない者にあつては任用の期限を付さない常勤講師に任用することとします。免許状取得に要する経費は自己負担とします。
- (7) 選考結果の情報提供については、名簿に登載されなかった者のうち、希望する者に対して行います。希望する場合には、願書の該当欄に○印を記入してください。試験ごとにその結果を3段階で提供します。
- (8) 資格要件を失った場合又は提出書類に虚偽の記載があった場合には、名簿の登載を取り消します。
- (9) 選考にあたって考慮する事項に係る免許状等を取得できなかった場合には、名簿の登載を取り消すことがあります。

8 その他

- (1) この選考試験に関する問い合わせ先は次のとおりです。
〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県教育庁義務教育課
島根県教育庁義務教育課 電話（0852）22-5422
島根県教育庁高校教育課 電話（0852）22-5411
- (2) 受験票が平成23年6月30日（木）までに届かない場合は連絡してください。
- (3) 提出書類の記載事項に変更が生じた時は、速やかに文書（はがき可）で届け出てください。ただし、出願種別・教科等の変更はできません。
- (4) 提出書類については、一切返却しません。